小山市地域医療推進委員会設置要綱

参考資料４

（設置）

第１条　この要綱は、小山市地域医療を守り育てる条例（平成２６年条例第２６号。以下「条例」という。）第８条の規定に基づき、健康の保持増進のための施策及び地域医療を守り育てるための施策（以下「施策」という。）への総合的な取組を推進するとともに、地域医療を守り育てるために必要な事項について広く意見を聴取するため、小山市地域医療推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　委員会は、次に掲げる事項について調査検討する。

(1)　施策の基本方針に関すること。

(2)　施策の具体的事項に関すること。

(3)　施策の進捗に関すること。

(4)　施策への取組に係る成果の検証及び評価に関すること。

(5)　その他地域医療を守り育てることに関し必要な事項

（組織）

第３条　委員会は、１６人以内の委員をもって組織する。

２　委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

(1)　市議会議員

(2)　市内に居住又は勤務する各界各層の有識者

(3)　医療、福祉及び保健の関係機関又は関係団体の代表者

(4)　学識経験を有する者

(5)　市職員

(6)　その他市長が必要と認める者

(任期)

第４条　委員の任期は、２年とする。ただし、前任者が欠けた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、委嘱されたときの要件を欠いたときは、その職を失うものとする。

３　委員は再任されることができる。

（委員長及び副委員長）

第５条　委員会に委員長及び副委員長を置く。

２　委員長は、委員の互選により定める。

３　副委員長は、委員長が委員の中から指名する。

（委員長の職務等）

第６条　委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

２　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第７条　委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

２　委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

３　委員会は、特に必要があると認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

　（報告）

第８条　委員会は、その会議、活動等の経過、結果等を市長に報告するものとする。

（庶務）

第９条　委員会の庶務は、保健福祉部健康増進課において処理する。

（委任）

第１０条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。

附　則

この要綱は、公布の日から施行する。